

# いじめ防止基本方針

## 那覇商業高等学校定時制課程

### I 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、絶対に許されない行為である。また、学校は、生徒が安心して勉学や特別活動に取り組むことができ、かつ安全に生活できる場（環境）でなければならない。

そのために教職員一人ひとは、「いじめは絶対許さない」という強い意志と、「いじめはどの生徒にもどこにでも起こりうる」という認識を持ち、日頃からいじめの起きない雰囲気作り（いじめ防止）と、些細な兆候も見逃さないよう（早期発見）緊張感を持って組織的に指導に当たる。また、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、いじめが疑われる場合やいじめが起きている場合には、学校全体で迅速且つ適切に対応し再発防止に努める。

従って、いじめ問題の対応は、学校が一丸となって組織的に取り組むものである。この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校におけるいじめの防止や対策等を定めるとともに、それらを推進するための体制について定めるものである。

### II いじめの定義

1. 本校基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ定義する。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 具体的態様は以下の通りである。

- (1) 身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行
- (2) 恐喝、金品の強要
- (3) 犯罪行為の強要（見張り役含む）
- (4) 物を壊される、盗まれる、捨てられる、隠される
- (5) 冷やかす、からかい、悪口脅し
- (6) 仲間はずれ、集団無視
- (7) 叩かれる、蹴られる、わざとぶつかってくる
- (8) 嫌なこと、恥ずかしいことをされる、させられる
- (9) ネット上、通信上での嫌がらせ、誹謗中傷、無断掲載

- (10) 「死ね」「うざい」等の暴言、書き込み
- (11) 遊び、ふざけ等の嫌がる行為の強要
- (12) 意思に反する行為をされる、強要される
- (13) その他、いじめられている生徒が、いじめではないと主張するが、いじめられている側に立ち、いじめと判断される行為

### Ⅲ いじめ対策委員会

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応するために「いじめ対策委員会」を設置する。また、未然防止、早期発見、早期解決に向けて、検討、実行、検証等を行う。

#### 1. 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、中退係、生徒指導主任、担任、養護教諭  
(必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部の専門家を加える)

#### 2. 活動内容

- (1) いじめ防止の取組内容の検討、基本方針、年間計画、実行、検証、修正
- (2) いじめに関する相談、通報への対応
- (3) いじめの判断と情報収集
- (4) いじめ事案への対応検討・決定
- (5) いじめ事案の報告
- (6) 被害者サポート
- (7) 加害者への指導 (生徒指導委員会と兼ねる)

#### 3. 計画の策定と検証

- (1) 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う
- (2) いじめ対策委員会で検討した内容の周知を図る
- (3) P D C Aサイクルと年間計画
  - ①P：いじめ防止の年間計画の策定 (4月)
  - ②D：取り組みの実施 (5月、9月、2月)
  - ③C：取組評価アンケートの実施 (2月)
  - ④A：取組評価アンケートの検証 (3月)

### Ⅳ 全体的な取り組み

#### 1. 未然防止

- (1) 全職員がいじめに対する共通理解をもち、全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、適切に対応できる力を養うための職員研修を行う
- (2) 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、日頃の指導の在り方に細心の注意を払う

- (3) 一方的な指導や考えではなく、全職員が率直な意見交換を行う
- (4) いじめを許容しない学校全体としての雰囲気作りに努める
  - ①授業の充実、分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る
  - ②多様な価値観を認めるHR活動の充実を図る
  - ③「決まりを守る、自分を律する」規範意識の醸成させる
  - ④情報・ネットモラル教育を充実させる
  - ⑤いじめは人権侵害であるという人権意識を高揚させる
  - ⑥各行事での意義理解や態度を向上させる
  - ⑦部活動を通じた帰属意識、奉仕の精神を高める
  - ⑧人との関わりの中で認める、認められることの存在意義や自己有用感を味あわせる

## 2. 早期発見

- (1) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わる
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、相談窓口の周知など、生徒がいじめを通報しやすい体制を整える
- (3) 日頃から生徒、保護者との信頼関係に深め情報共有に努める
- (4) いじめを認知または疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する
- (5) 気になる変化や行為について、5W1Hをメモし情報を共有できるようにしておく

## 3. 早期解決

- (1) 被害者は絶対守る姿勢を職員共通の認識として持つ
- (2) 被害生徒を守り通すことや秘密厳守等、不安を取り除き安全を確保する
- (3) 関係する生徒への事情聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する
- (4) 被害者、加害者が納得しうる指導を行う
- (5) いじめの疑いがある場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的且つ継続的に指導を行う
- (6) 加害者については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導する
- (7) 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・助言し、良好な人間関係の構築に努める

## 4. 重大事態への対応

- (1) 国が示したフローチャートに従い、学校の設置者の判断に応じて動く
- (2) 県教育委員会に報告し、各関係機関への相談、適切な援助を求める
- (3) 被害生徒・保護者、加害生徒・保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について経過報告を含め、その説明に努める
- (4) いじめ対策委員会を中心として、速やかに再発防止についてまとめ、実践していく